

様式第16号(第12条関係)



平成30年4月23日

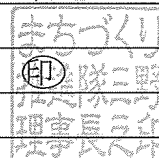
三豊市長 様

申請者 団体の所在地 三豊市三野町下高瀬1978番地1

団体の名称 まちづくり推進隊三野

代表者氏名 理事長 藤田 公正

電話番号 0875-73-6228



地域内分権推進交付金実績報告書

平成29年5月15日付け三政田第115号-2により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 11,454,811円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 収支決算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

平成 29 年度 まちづくり推進隊三野 事業報告書
(平成 29 年 4 月 1 日 ～平成 30 年 3 月 31 日)

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊三野

1 事業の成果

- (1) 各事業、各行事で住民のみなさんと共に活動を行った。それぞれ成果を上げながら次への課題を発見した。一部未施行の事業については、実施に向けて取り組む。今後は活動を NPO 法人まちづくり推進隊みに引継ぎ、より実効性のある組織づくりを行う等執行体制について検討を継続する必要がある。
- (2) 自主事業は、産業・健康・福祉・街の美化を中心に活動した。
これらの自主事業は継続とし、NPO 法人まちづくり推進隊みので今後の成果を期待したい。
- (3) 移譲業務は、問題なく執行できた。

2 個別事業報告書

(1) 自主事業

産業活力部

事業名	休耕田の活用（継続）			
事業内容	休耕田を植物育成に関する勉強の場として利用し、季節の野菜を植え料理教室で使用した。地域内において人が集える場所になった。			
実施日時	通年			
実施場所	各休耕田			
参加者・受益者	近郊住民			
役務提供者	役員・会員（実人数 15 人）			
決算額	収入決算額	146,619 円	支出決算額	146,619 円
	内訳 受取交付金	146,619 円	内訳 消耗品費	127,871 円
			諸謝金	2,160 円
			印刷製本費	272 円
			食糧費	7,816 円
		保険料	8,500 円	

事業名	農産物等の長期保存食の研究開発（継続）		
事業内容	農作物保存加工の試作をした。また加工技術を学ぶため講師を招き勉強会を開催し、視察を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町保健センター・愛媛県岩城支所（視察 2月 27日）		
参加者・受益者	PAS ボランティアみの・食生活改善グループ・みの元気塾お客さん (延人数 120人)		
役務提供者	PAS ボランティアみの、食改グループによる試作品作り 講習会 12月 19日 32人・3月 10日 15人 (実人数 35人) 研修 2月 27日 11人 (延人数 58人)		
決算額	収入決算額	167,217 円	支出決算額 167,217 円
	内訳 受取交付金	167,217 円	内訳 諸謝金 10,000 円
			業務委託費 89,500 円
			消耗品費 67,717 円

事業名	三野ふれあい産直市活動支援（継続）		
事業内容	三野町近郊の農作物や農産加工物を販売し、地産地消と町民の交流の場をめざした。		
実施日時	通年		
実施場所	三野ふれあい産直市		
参加者・受益者	三野ふれあい産直市会員・近郊住民		
役務提供者	(登録会員数 80人)		
決算額	収入決算額	0 円	支出決算額 0 円

事業名	学校教育を通じた環境美化活動（継続）		
事業内容	各学校施設のプールやトイレの清掃活動に EM 発酵液を使い、自然に配慮した環境美化活動を指導した。		
実施日時	11月 (EM 発酵液作りは通年)		
実施場所	保育所・幼稚園・小学校・中学校		
参加者・受益者	園児・児童・生徒・教職員・PTA		
役務提供者	(実人数 15人) (延人数 130人)		
決算額	収入決算額	100,000 円	支出決算額 100,000 円
	内訳 受取交付金	100,000 円	内訳 業務委託費 100,000 円

事業名	ホームページ更新（継続）			
事業内容	ホームページをリニューアルし、スマホやタブレットにも対応できるように改善した。また、SNS講習会も行った。			
実施日時	通年（講習会 10月11日）			
実施場所	事務局内			
受益者	HP閲覧者（講習会参加12人）	従事人数	役員・事務局	
決算額	収入決算額	10,324 円	支出決算額	10,324 円
	内訳 受取交付金	10,324 円	内訳 諸謝金（講師料）	10,000 円
			支払手数料	324 円

環境文化部

事業名	里山整備推進事業（継続）			
事業内容	里山登山道の整備と、住民が里山に親しめるような環境づくりを行った。 （今年度1団体増え合計8団体となる）			
実施日時	通年			
実施場所	三野町内の里山			
参加者・受益者	とんがり山101人 北村127人 真山154人 真平山299人 貴峰山263人 聖天山56人 前山28人 火上山40人 （延人数1,068人）			
役務提供者	スタッフ会議 5/23 17人・10/31 12人・2/23 19人 （実人数19人） （延人数48人）			
決算額	収入決算額	554,475 円	支出決算額	554,475 円
	内訳 受取交付金	554,475 円	内訳 通信運搬費	2,296 円
			消耗品費	425,177 円
			食糧費	74,688 円
			燃料費	26,356 円
			保険料	25,094 円
			支払手数料	864 円

事業名	遍路道案内板設置とお接待（継続）			
事業内容	今年度の活動は行われなかったが、来年度の事業につながるよう活動の従事者を決め、活動を開始する。			
実施日時				
参加者・受益者	会員・役員（延人数0人）			
役務提供者	会員・役員（延人数0人）			
決算額	収入決算額	0 円	支出決算額	0 円

健康福祉部

事業名	ノルディックウォーク県外研修（継続）		
事業内容	体力増進目的で行っているノルディックウォークの先進地で研修を行った。		
実施日時	11月10日		
実施場所	愛媛県西予市		
参加者・受益者	26人（延人数26人）		
役務提供者	会員・役員（実人数 10人） （延人数 10人）		
決算額	収入決算額	129,900円	支出決算額 129,900円
	内訳 受取交付金	51,900円	内訳 業務委託費 116,900円
	受取負担金(参加費)	78,000円	研修費 13,000円

事業名	健康料理教室（継続）		
事業内容	香川短期大学の講師を招き、健康増進のための料理教室を開催した。夏休みには小学生を対象に親子料理教室も行った。		
実施日時	5月18日・7月28日・10月17日・12月26日・2月21日		
実施場所	三野町保健センター		
参加者・受益者	32人・32人・32人・32人・32人（延人数160人）		
役務提供者	6人・3人・4人・4人・5人（実人数7人） 役員・事務局（延人数22人）		
決算額	収入決算額	161,435円	支出決算額 161,435円
	内訳 受取交付金	99,200円	内訳 諸謝金(講師料) 30,000円
	受取負担金(参加費)	62,235円	通信運搬費 574円
			消耗品費 43,877円
			賄材料費 76,240円
			保険料 6,800円
			支払手数料 1,944円
		業務委託費 2,000円	

事業名	お助け隊（継続）		
事業内容	制度の谷間にある人々の支援を目的とし、有償で、草取りや買い物、通院等の支援活動を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	支援者要望地		
参加者・受益者	支援登録者 11 人		
役務提供者	草取り 30 回・通院支援 10 回 外出支援 30 回・生活支援 30 回 (実人数 7 人) (延人数 62 人)		
決算額	収入決算額	111,425 円	支出決算額 111,425 円
	内訳 受取交付金	56,470 円	内訳 給料手当 111,425 円
	事業収益	54,955 円	

事業名	市民集いの場作り（継続）		
事業内容	市民が楽しみながら集える場として各種イベントを実施した。好評の夏休み子ども寺子屋は屋外体験など内容を拡充した。		
実施日時	通年		
実施場所	みの元気塾（三野町太陽の家）		
参加者・受益者	未就学児～90歳までの市民 (延人数 1,250 人)		
役務提供者	イベント講師 (実人数 50 人) (延人数 120 人)		
決算額	収入決算額	139,286 円	支出決算額 139,286 円
	内訳 受取交付金	139,286 円	内訳 諸謝金 87,000 円
			消耗品費 22,286 円
			賃借料 30,000 円

事業名	高齢者元気講座（継続）		
事業内容	高齢者の健康維持と楽しみづくりを行った。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町保健センター		
参加者・受益者	200 人		
役務提供者	元気塾とボランティアグループのメンバー (実人数 10 人) (延人数 20 人)		
決算額	収入決算額	37,082 円	支出決算額 37,082 円
	内訳 受取交付金	37,082 円	内訳 諸謝金 23,000 円
			通信運搬費 328 円
			消耗品費 13,754 円

事業名	中高年への健康講座（継続）			
事業内容	身近で健康に関する講演を受ける機会を作るため、口腔内から健康になるための講習と認知症サポーター養成講座を習得した。			
実施日時	平成29年12月3日・平成30年2月5日			
実施場所	社会福祉センター			
参加者・受益者	21名・31名 (延人数 52人)			
役務提供者	8名・6名 役員・事務局（実人数 10人） (延人数 14人)			
決算額	収入決算額	35,176 円	支出決算額	35,176 円
	内訳 受取交付金	35,176 円	内訳 諸謝金	30,000 円
			消耗品費	4,636 円
			支払手数料	540 円

事業名	みの生活カレンダー（継続）			
事業内容	三野町内の学校・公民館・各種団体の1ヶ月の情報を一元化し、カレンダーを作成。新聞販売店の販売網を通じて、三野町内に無料で配布した。			
実施日時	通年			
実施場所	まちづくり推進隊三野事務局			
参加者・受益者	全町民			
役務提供者	事務局2・会員1・ボランティア1 (実人数 4人) (延人数 48人)			
決算額	収入決算額	0 円	支出決算額	0 円

イベント推進部

事業名	第5回つくるフェスティバル in みとよ (継続)		
事業内容	昨年に引き続き、宗吉瓦窯跡史跡公園で「第5回つくるフェスティバル in みとよ」を開催した。		
実施日時	10月21日(土) 10時~17時 10月22日(日) 9時~16時(台風のため中止)		
実施場所	宗吉瓦窯跡史跡公園・宗吉かわらの里展示館		
参加者・受益者	来場者数約2,000人		
役務提供者	5/30 5人、7/4 17人、8/1 16人、9/5 17人、 9月20日 合同周知会 参加者 33人 準備 10/10 32人、10/15 5人、10/19 9人、10/20 27人、 当日 10/21 49人 (実人数 100人) 片付 10/23 14人 (延人数 394人)		
決算額	収入決算額	750,671円	支出決算額 750,671円
	内訳 受取交付金	609,671円	内訳 給料手当 178,688円
	受取負担金(参加費)	141,000円	業務委託費 286,203円
			諸謝金 11,760円
			会議費 9,600円
			通信運搬費 54,528円
			消耗品費 13,950円
			食糧費 63,408円
			施設燃料費 2,688円
			賃借料 68,932円
			保険料 57,390円
		租税公課 3,200円	
		支払手数料 324円	

事業名	独身者支援			
事業内容	独身者の出会いの場をつくるため、かがわ縁結び支援センターと共同で男女のふれあいの場を提供した。			
実施日時	11月25日(土)			
実施場所	ふれあいパークみの			
参加者・受益者	26名			
役務提供者	役員・事務局(実人数6人) 当日理事・事務局6名参加			
決算額	収入決算額	177,975円	支出決算額	177,975円
	内訳 受取交付金	80,475円	内訳 諸謝金	61,540円
	受取負担金(参加費)	97,500円	旅費交通費	4,000円
			通信運搬費	2,700円
			消耗品費	10,813円
			食糧費	83,200円
			賃借料	5,102円
		支払手数料	10,620円	

事業名	みのマップ作成			
事業内容	事業見直しのため、里山整備推進事業と合わせて検討する。			
実施日時				
参加者・受益者	会員・役員(延人数0人)			
役務提供者	会員・役員(延人数0人)			
決算額	収入決算額	0円	支出決算額	0円

事業名	各種講演会(継続)			
事業内容	地域の振興と発展及び健康についての講演会を行った。			
実施日時	平成29年8月25日			
実施場所	社会福祉センター			
参加者・受益者	41名			
役務提供者	役員・事務局(実人数12人)			
決算額	収入決算額	6,532円	支出決算額	6,532円
	内訳 受取交付金	6,532円	内訳 諸謝金(講師料)	3,150円
			消耗品費	3,382円

事業名	研修講座・視察研修（継続）		
事業内容	会員及び町民に呼びかけ、研修会・視察研修を開催した。		
実施日時	平成30年1月8日・2月16日・3月2日		
実施場所	愛媛県伊方町・三豊市内・島根県川本町		
参加者・受益者	34人・30人・17人		（延人数 81人）
役務提供者	12・12・8人		役員（実人数 14人） （延人数 32人）
決算額	収入決算額	218,686円	支出決算額 218,686円
	内訳 受取交付金	218,686円	内訳 業務委託費 208,190円
			通信運搬費 10,496円

(2) 移譲業務

事業名	自治会連合会三野支部事務局		
事業内容	自治会連合会三野支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ①自治会連合会に関する事務（総会、役員会） ②自治会からの要望事項に関する相談業務 ③広報みとよの配付手配		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	自治会長及び三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	505,000円	支出決算額 505,000円
	内訳 受取交付金	505,000円	内訳 支払助成金 505,000円
			（@5,000×101自治会）

事業名	三豊市地区衛生組織連合会三野支部事務局		
事業内容	地区衛生組織連合会三野支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ①地区衛生組織連合会に関する事務 ②ごみ集積所補助事業3件 ③環境美化の日（6/4、10/29）、視察研修（9/22） ④三野町を美しくする運動（2/4）		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	自治会長、地区衛生委員及び三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	0円	支出決算額 0円

事業名	三野町イベント推進協議会			
事業内容	吉津花まつり・大坊市・弥谷市について各実行委員会に補助金を配分するため、通帳管理を行い、役員会を年1回開催した。 (イベントの運営・会計・事務は各実行委員会が行っている。)			
実施日時	通年			
実施場所	三野町全域			
対象者	三野町民	従事人数	事務局	
決算額	収入決算額	0円	支出決算額	0円

事業名	公共施設の消耗品補充、軽微な修繕			
事業内容	社会福祉センター・文化センター・はつらつセンター・ふれあいセンター 保健センターの消耗品補充及び軽微な修繕を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	それぞれの公共施設			
受益者	三野町民	従事人数	事務局他	
決算額	収入決算額	279,220円	支出決算額	279,220円
	内訳 受取交付金	279,220円	内訳 消耗品費	72,638円
			修繕費	205,502円
			支払手数料	1,080円

事業名	防犯灯管理			
事業内容	既存防犯灯の管理を行い、66か所の修繕を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	三野町全域			
対象者	三野町民	従事人数	事務局	
決算額	収入決算額	517,860円	支出決算額	517,860円
	内訳 受取交付金	517,860円	内訳 修繕費	514,404円
			支払手数料	3,456円

事業名	交通安全			
事業内容	交通安全キャンペーンを実施した。(4/10・7/5・9/29)			
実施日時	通年			
実施場所	三野町全域			
対象者	三野町民	従事人数	事務局他	
決算額	収入決算額	12,480円	支出決算額	12,480円
	内訳 受取交付金	12,480円	内訳 食糧費	12,480円

3 総会、理事会等の開催状況

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成29年4月12日（水）19時00分～20時15分
出 席 状 況	13名（理事12名、監事1名）
審 議 及 び 議 事 内 容	通常総会について

会 議 名	通常総会
開 催 日 時	平成29年4月20日（木）18時00分～18時55分
出 席 状 況	46名、委任状44名
審 議 及 び 議 事 内 容	議事録署名人の選任について 平成28年度事業報告及び収支決算報告について 平成28年度会計監査報告について 役員改選について 平成29年度事業計画(案)及び収支予算(案)について まちづくり推進隊三野NPO法人化について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成29年4月20日（木）18時30分～18時40分
出 席 状 況	12名（理事10名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	役員選任について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成29年5月17日（水）19時00分～20時35分
出 席 状 況	12名（理事10名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	継続事業について 新規事業について つくるフェスティバルについて NPO法人の設立スケジュールについて

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成29年6月22日（水）19時00分～20時50分
出 席 状 況	11名（理事10名、監事1名）
審 議 及 び 議 事 内 容	継続事業について 新規事業について つくるフェスティバルについて NPO 法人化について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成29年7月19日（水）19時00分～20時40分
出 席 状 況	12名（理事10名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	継続事業について NPO について 未婚者支援について 視察研修について ホームページのリニューアルについて

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成29年8月16日（水）19時00分～21時00分
出 席 状 況	12名（理事10名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	NPO について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成29年9月13日（水）19時00分～21時00分
出 席 状 況	12名（理事10名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	独身者支援事業について つくるフェスティバルについて Web サイト勉強会について 役員増員について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成29年10月11日（水）19時00分～21時10分
出 席 状 況	10名（理事8名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	つくるフェスティバル決算報告について 臨時総会について

会 議 名	臨時総会
開 催 日 時	平成29年10月26日(木) 18時00分～18時15分
出 席 状 況	38名、委任状43名
審 議 及 び 議 事 内 容	議事録署名人の選任について 役員増員について 平成30年度つくるフェスティバルについて

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成29年11月15日(水) 19時00分～20時50分
出 席 状 況	12名(理事10名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	休耕田について 健康講座について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成29年12月13日(水) 19時00分～21時05分
出 席 状 況	13名(理事12名、監事1名)
審 議 及 び 議 事 内 容	30年度の事業について 視察研修について 健康講座について イベント用貸出品購入について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成30年1月15日(月) 18時30分～19時10分
出 席 状 況	14名(理事12名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	30年度事業について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成30年2月12日(月) 19時00分～21時30分
出 席 状 況	14名(理事12名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	30年度事業について 29年度の決算と30年度の予算について 臨時総会について NPO法人グランドワークみなのとの事業統合について 産直市について

会 議 名	臨時総会
開 催 日 時	平成30年2月26日（月）18時00分～18時30分
出 席 状 況	39名、委任状28名
審 議 及 び 議 事 内 容	任意団体「まちづくり推進隊三野」の活動停止について 任意団体「まちづくり推進隊三野」の解散について 任意団体「まちづくり推進隊三野」の残余財産の取り扱いについて

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成30年3月12日（月）19時～20時55分
出 席 状 況	14名（理事12名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	30年度事業について 部会再編について 備品貸出規定について NPO法人まちづくり推進隊みの役員報酬及び費用弁償規程について 産直市について のぼりについて

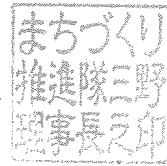
決 算 報 告 書

第 6 期

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月31日

まちづくり推進隊三野



香川県三豊市三野町下高瀬1978番地1

貸借対照表

まちづくり推進隊三野
全事業所

[税込] (単位:円)
平成30年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	1,545,189
小口 現金	19,066	預り金 (源泉所得税)	15,654
普通 預金	1,592,868	預り金 (社会保険料)	45,924
現金・預金 計	1,611,934	流動負債 計	1,606,767
流動資産合計	1,611,934	負債合計	1,606,767
【固定資産】		正 味 財 産 の 部	
(有形固定資産)		【正味財産】	
構 築 物	339,605	前期繰越正味財産額	835,188
機械及び装置	239,645	当期正味財産増減額	△250,771
有形固定資産 計	579,250	正味財産 計	584,417
固定資産合計	579,250	正味財産合計	584,417
資産合計	2,191,184	負債及び正味財産合計	2,191,184

財 産 目 録

まちづくり推進隊三野
全事業所

[税込] (単位:円)
平成30年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金 19,066

普通 預金 1,592,868

現金・預金 計 1,611,934

流動資産合計

1,611,934

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物 339,605

機械及び装置 239,645

有形固定資産 計 579,250

固定資産合計

579,250

資産の部 合計

2,191,184

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金 1,545,189

預り金 (源泉所得税) 15,654

預り金 (社会保険料) 45,924

流動負債 計

1,606,767

負債の部 合計

1,606,767

正味財産

584,417

損益計算書

まちづくり推進隊三野
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金 415,700
受取交付金 11,454,811

【事業収益】

事業 収益 58,555

【その他収益】

受取 利息 25

経常収益 計

11,929,091

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業) 290,113

人件費計 290,113

(その他経費)

業務委託費(事業) 802,793

諸 謝 金(事業) 268,610

印刷製本費(事業) 272

会 議 費(事業) 9,600

旅費交通費(事業) 4,000

通信運搬費(事業) 70,922

消耗品 費(事業) 806,101

食 糧 費(事業) 241,592

修 繕 費(事業) 719,906

施設燃料費(事業) 29,044

賄材料費(事業) 76,240

賃 借 料(事業) 104,034

保 険 料(事業) 97,784

租税 公課(事業) 3,200

研 修 費(事業) 13,000

支払手数料(事業) 19,152

支払助成金 505,000

その他経費計 3,771,250

事業費 計

4,061,363

【管理費】

(人件費)

給料 手当 4,154,458

役員 報酬 664,000

役員議事報償費 486,000

法定福利費 603,543

人件費計 5,908,001

(その他経費)

印刷製本費 137,841

会 議 費 39,246

旅費交通費 6,515

車両燃料費 21,227

損益計算書

まちづくり推進隊三野
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日

通信運搬費	258,855	
消耗品 費	894,304	
水道光熱費	23,300	
減価償却費	254,396	
保 險 料	136,638	
諸 会 費	3,000	
リース 料	85,680	
租税 公課	1,500	
業務委託料	344,000	
支払手数料	3,996	
その他経費計	<u>2,210,498</u>	
管理費 計		<u>8,118,499</u>
経常費用 計		<u>12,179,862</u>
当期経常増減額		<u>△250,771</u>
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		<u>△250,771</u>
当期正味財産増減額		<u>△250,771</u>
前期繰越正味財産額		<u>835,188</u>
次期繰越正味財産額		<u><u>584,417</u></u>


決算監査報告書


まちづくり推進隊三野
理事長 藤田 公正 様

平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)の事業報告書、
財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理
され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

30 年 4 月 6 日

まちづくり推進隊三野

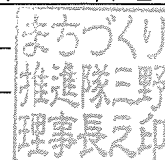
監事 高岡 英明 

監事 横田 美智子 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

平成 30 年 4 月 23 日

団体の所在地 香川県三豊市三野町下高瀬 1978 番地 1
団体の名称 まちづくり推進隊三野
代表者の氏名 理事長 藤田 公正



全役員名簿

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	藤田 公正	三野町大見甲4536番地	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日
副理事長	細川 芳樹	三野町吉津乙2番地2	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日
副理事長	藤谷 静男	三野町吉津乙1402番地	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日
理事	綾 弘彰	三野町下高瀬382番地	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	無
理事	和泉 邦一	三野町吉津甲411番地2	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	無
理事	市村 光利	三野町下高瀬200番地	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	無
理事	岡田 早江子	三野町下高瀬1935番地6	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	無
理事	関 敬三	三野町下高瀬2095番地3	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	無
理事	則包 哲生	三野町大見甲6633番地	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	無
理事	藤田 恵子	三野町大見甲1309番地	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	無
理事	堀家 覚	三野町大見甲5702番地	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	無
理事	前田 俊夫	三野町吉津甲2503番地2	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	無
理事	三木 茂	三野町吉津乙2294番地1	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	無
監事	丸岡 英明	三野町下高瀬540番地1	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日
監事	横田 美智子	三野町大見甲5666番地	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日

まちづくり推進隊三野 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、まちづくり推進隊三野と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を香川県三豊市三野町下高瀬 568 番地 2 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい三野町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(要件)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 一般会員 香川県三豊市三野町に居住し、第3条の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 第3条に規定する目的に賛同して入会した、香川県三豊市三野町外に在住する個人
- 2 一般会員は、総会に出席し、第21条各号に掲げる事項について議決する権利を有する。

(入会)

第6条 この団体の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第7条 入会金及び年会費は無料とする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条に規定する退会届の提出をしたとき。

(2) 第 10 条の規定により除名されたとき。

(3) 本人が死亡したとき。

2 第 5 条第 1 項第 1 号に規定する一般会員が香川県三豊市三野町に居住しなくなったときは、一般会員としての資格を喪失する。ただし、引き続き同条第 1 項第 2 号に規定する賛助会員としての資格は有するものとする。

(退会)

第 9 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員及び職員

(種類及び定数)

第 11 条 この団体に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 15 人以内

(2) 監事 2 人以上

2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(選任等)

第 12 条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

2 理事は、理事会において選任し、総会において承認を得る。

3 監事は、総会において選任する。

4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

5 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 13 条 理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しく

は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 14 条 理事及び監事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長及び副理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 前 3 項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、後任者が選任されるまで、その任期を伸張する。

(欠員補充)

第 15 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 17 条 理事長、副理事長及び監事は、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 18 条 この団体に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この団体と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 団体の解散

(3) 第 40 条第 2 項に規定する事業年度当初における事業計画及び収支予算の承認

(4) 第 44 条第 1 項に規定する事業報告及び収支決算の承認

(5) 理事選任の承認

(6) 監事の選任又は解任

(7) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の2分の1以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各一般会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前2項の規定により表決した一般会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 30 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 理事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の職務及び報酬
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (6) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) その他目的達成のために必要な事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

4 前項の規定にかかわらず理事全員の同意があるときは、理事長は、招集の手続を経るこ

となく理事会を開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 38 条 この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長

が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この団体の会計は、次の各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 42 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 46 条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の過半数による議決を経なければならない。

(解散)

第 47 条 この団体は、総会の決議により解散する。

2 前項の規定により、この団体が解散するときは、一般会員総数の過半数による議決を経なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第48条 この団体の活動区域は、香川県三豊市三野町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 雑則

(雑則)

第49条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、第12条の規定に関わらず、設立総会において選任する。
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第14条の規定に関わらず、平成27年度通常総会開催日までとする。
- 4 この団体の設立初年度の通常総会は、第22条の規定に関わらず、設立総会を通常総会とみなす。
- 5 この団体の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第40条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この団体の設立当初の事業年度は、第45条の規定に関わらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

この写しは、規約の原本と相違ありません。

平成30年4月23日

団体の所在地 香川県三豊市三野町下高瀬 1978番地1
団体の名称 まちづくり推進隊三野
代表者の氏名 理事長 藤田 公正

